

報 告 事 項 2
説 明 資 料

平成 28 年 7 月 28 日
第 206 回都市計画審議会

重点地区まちづくり計画を検討する区域（放射 36 号線等沿道周辺（羽沢・桜台・氷川台・平和台・早宮）地区）の指定に関する意見書について

1 概要

区は、東京都市計画道路幹線街路放射第 35 号線および東京都市計画道路幹線街路放射第 36 号線（以下「放射 36 号線等」という。）の整備にあわせて、一体的、総合的なまちづくりを推進していくため、その周辺地区を練馬区まちづくり条例（平成 17 年 12 月練馬区条例第 95 号）第 42 条第 1 項の規定により、重点地区まちづくり計画を検討する区域として指定した。

本区域について公表し、意見書の受付を行ったところ、意見書が提出されたため、同条例第 42 条第 4 項の規定により、意見書の要旨とそれに対する区の見解について公表した。

2 意見書の要旨および区の見解の公表内容

P. 3 のとおり

3 これまでの経過および今後の予定

平成 28 年 2 月 26 日	区域の指定
3 月 23 日	区域の指定について、練馬区都市計画審議会に報告
4 月 1 日～22 日	区域の公表・意見書の受付
5 月 18 日	意見書の要旨および区の見解について公表
7 月以降	まちづくり協議会の設立 重点地区まちづくり計画の検討

4 添付資料

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 意見書の概要説明図 | P. 5 |
| (2) 重点地区まちづくりの手の流れ | P. 7 |

重点地区まちづくり計画を検討する区域の指定に関する
意見書の要旨および区の見解について

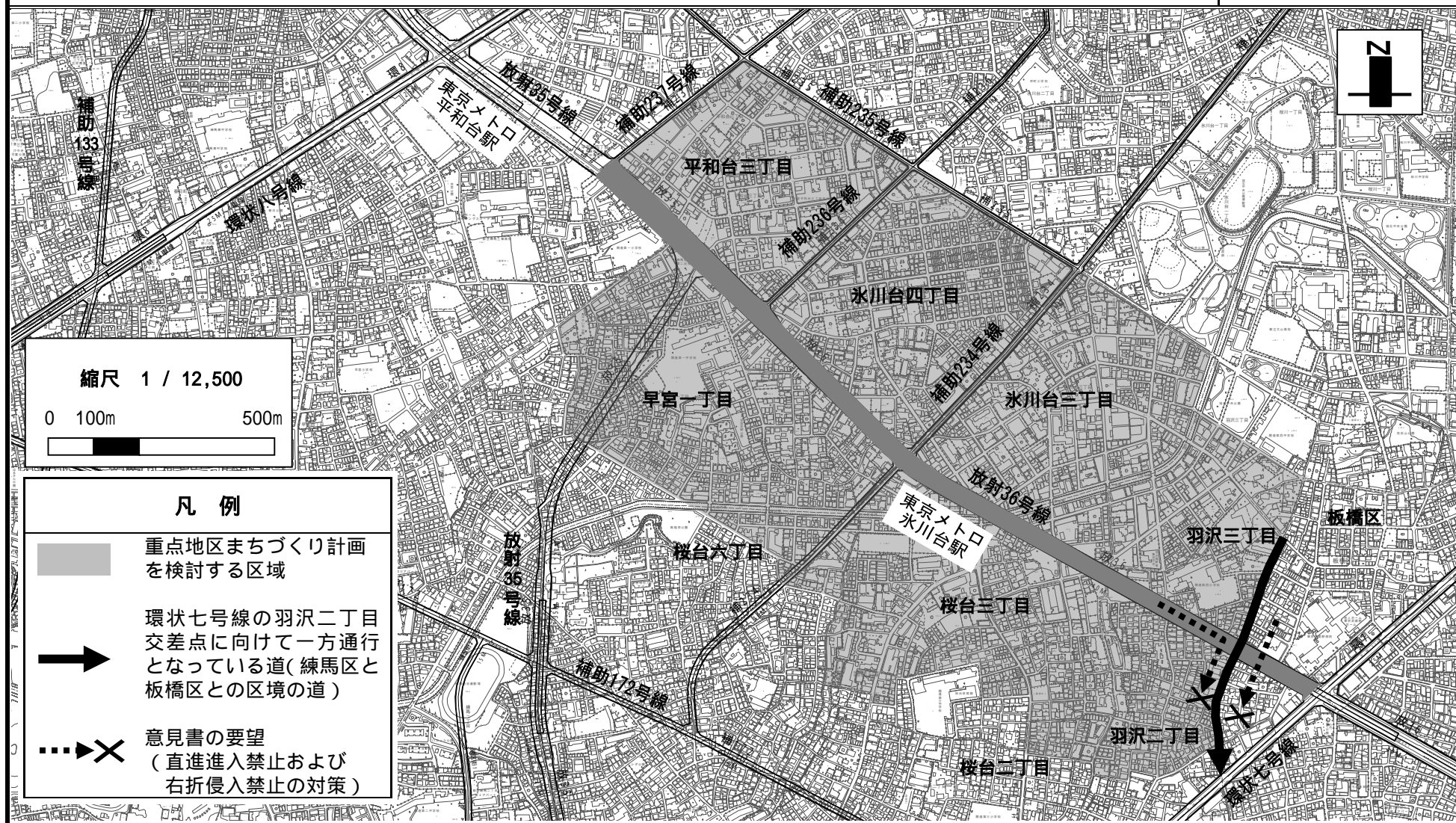
重点地区まちづくり計画を検討する区域について、公表および意見書の受付を行ったところ、意見書が提出されました。

提出された意見書の要旨とそれに対する区の見解は、以下のとおりです。

- 1 重点地区まちづくり計画を検討する区域の名称
放射 36 号線等沿道周辺（羽沢・桜台・氷川台・平和台・早宮）地区
- 2 対象区域
練馬区羽沢二丁目、羽沢三丁目、桜台二丁目、桜台三丁目、桜台六丁目、氷川台三丁目、氷川台四丁目、平和台三丁目および早宮一丁目の各地内 約 146.4ha
- 3 意見書の受付
 - (1) 意見書受付期間 : 平成 28 年 4 月 1 日～ 4 月 22 日
 - (2) 意見書提出数 : 1 通（1 名）
- 4 意見書の要旨および区の見解

意見書の要旨	区の見解
<p>環状七号線の羽沢二丁目交差点に向けて一方通行となっている道（練馬区と板橋区との区境の道）は、トラックの通行違反やスピード違反が常態化した抜け道となっており、日々生活するうえで大変危険である。</p> <p>放射 36 号線の整備の際は、放射 36 号線を跨いで「環状七号線の羽沢二丁目交差点に向けて一方通行となっている道」の直進進入禁止や、放射 36 号線から「環状七号線の羽沢二丁目交差点に向けて一方通行となっている道」への右折侵入禁止についての対策を講じてほしい。</p>	<p>都市計画道路は、地区内の生活道路へ流入する車両の減少を図ることを整備目的の一つとしています。</p> <p>今後策定する重点地区まちづくり計画の検討の中で、いただいたご意見を踏まえ、地域の皆さまとともに、安全で快適に暮らせるための道路・交通の方針づくりに取り組んでいきます。</p> <p>ご指摘のありました道路は、区境であることから板橋区や、東京都公安委員会と調整を図るとともに、放射 36 号線等の事業者である東京都に地区内における交通安全の向上を要望していきます。</p>

意見書の概要説明図

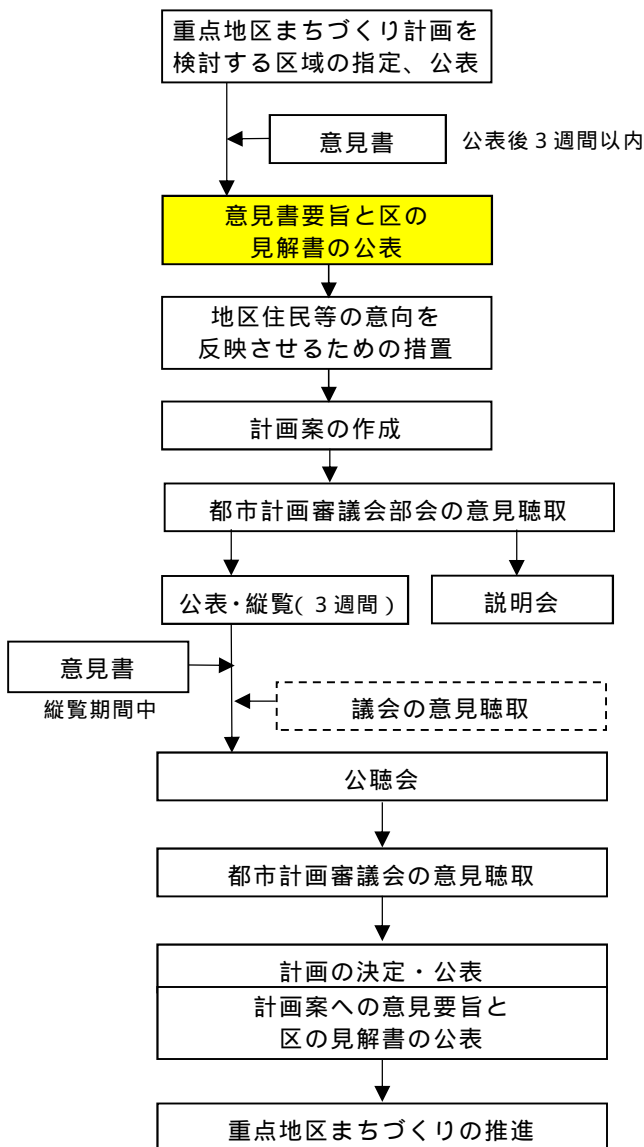


この背景の地形図の著作権は東京都都市整備局と(株)ミッドマップ東京が所有しています。(承認番号: MMT 利許第 27026 号-67)
また、道路網図は平成 27 年 3 月作成のものを使用しています。

重点地区まちづくり（第40条～第46条）

本条例では、区が、都市計画マスタープラン等の計画などに基づいて、重点的かつ積極的に特定の地区のまちづくりを進めようとする際に、地区住民の意向を反映させながら「重点地区まちづくり計画」を策定し、区民や事業者と協力してまちづくりを行うための手続などを定めました。

手続の流れ



計画を定めることができる地区
 都市計画マスタープランで重点的整備を推進することとされている地区
 都市再開発の方針・住宅市街地の開発整備の方針・防災街区整備方針で指定されている地区で規則で定める地区
 防災上、早急に整備が必要な地区
 大規模な公共施設の整備とともに一体的・総合的な整備が必要な地区
 上記のほか区長が特に優先的整備、緊急対応が必要と認める地区

重点地区まちづくり計画を検討する区域（以下「検討区域」という。）
 区は、計画案を作成しようとするときは、計画の対象となる検討区域を定め、理由書を添えて公表します。
 区は、検討区域において建築その他土地利用を変更する場合に必要な指導を行うことができます。

住民等の意向の反映

区は、計画案を作成する段階で、懇談会の設置、説明会の開催などにより、地区の住民や土地所有者等の意向を反映させるための措置を講じます。
 作成された計画案を公表し、縦覧、説明会、公聴会を行って住民等の意見を求めます。
 計画案について都市計画審議会の意見を聴いたうえで、計画を決定します。